

令和6年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)
地域名 (地域内農業集落名)	田原町
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農地の8割余りが30歳代の若い経営者による大規模経営体に集積・集約されており、残りは70歳以上の経営者の農地であるが、この大規模経営体は、将来の高齢農業者のリタイアに伴う農地の受け皿機能を十分に果せると期待できる。

将来、地域では、1経営体となることが想定されることから、受け皿となる経営体への負担軽減のためにも、優良な住環境を含む環境維持・保全のため、【世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策】を有効に活用する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農業を担う者は、水稻、麦、大豆等の土地利用型農業を展開する1経営体のみであり、効率的・安定的な経営展開を目指した面的な規模拡大に限界がある。

当面は、土地利用型農業に特化するが、経営の法人化と併せて新たな高収益作物や施設栽培の導入など経営の複合化も視野に入れた経営の展開が望まれる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

田原町における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を田原町地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
1 経営体を地域内の担い手とし、これに農地を集積・集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集積・集約には、農地中間管理機構による貸借を基本とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>当地域は農地面積合計が約30ヘクタール余りであり、1経営体が大規模経営を展開する程度の大きさであることから、土地利用型による新規の経営体が参入する余地はない。</p> <p>新規就農する場合には、農地利用面積が少ない施設型農業等に限られ、この条件に合致する場合には、地域農業を担う経営体と調整する。</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--